

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

① 三者評価機関名

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会

② 評価調査者研修修了番号

21C010(SK18201)、21A001

③ 施設の情報

名称：富山市立和光寮		種別：母子生活支援施設	
代表者氏名：黒田 以有子		定員（利用人数）：2世帯	
所在地：富山県富山市西番 104 番地 1			
TEL：076-423-6201		ホームページ：	
【施設の概要】			
開設年月日 昭和 27 年 4 月			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 富山市社会福祉事業団			
職員数	常勤職員：	2 名	非常勤職員 2 名
有資格 職員数	嘱託医	1 名	保育士 2 名
施設・設備 の概要	母子室 2（バス・トイレ付）	35.80 m ²	
	学習室（静養室）	30.90 m ²	
	面接室（共用）	12.17 m ²	
	事務室（共用）	58.56 m ²	

③ 理念・基本方針

【理念】

- ・母と子の権利と尊厳を守り、最善の利益のための支援！
- ・自立の促進・退所後の生活の安定をサポート！

【基本方針】

- ・日常生活支援と個別のニーズや課題に対し入所者と共に取り組む支援との総合的な支援を提供します。
- ・入所から退所・その後のアフターケアと、入所者の意向を尊重し、切れ目のない支援を計画的に行います。
- ・パートナーとして、母親と子どもが自己肯定感を回復し高める支援を行います。
- ・地域の福祉ニーズを把握し、地域の子育てを支援する活動を行います。
- ・将来の福祉人材育成のため、実習生を積極的に受け入れます。

④ 施設の特徴的な取組

- ・ 母と子が受けることのできる支援や社会資源をサポート・エコマップにして明示したり、リストや資料を作成し提供したりする。
- ・ 行政との連携を密にして、不測の事態に即座に対応する。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 8 月 6 日（契約日） ～ 令和 2 年 4 月 8 日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 29 年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

【職員のチームワークの良さ】

・ 当施設の経営法人は、富山市と一体となって第 1 種・第 2 種社会福祉事業をはじめ社会福祉の増進に寄与する様々な事業を展開している事業団である。当施設はその一員としてその理念・基本方針に基づき、限られた環境と、嘱託・非常勤臨時職員の実務者 3 名のチームワークで、入居者とのコミュニケーションを大事に、入居者のためにできる支援を模索・検討し、できる範囲の支援に向け真摯に取り組んでいる。

【標準的な実施方法について】

・ 入居者への基本姿勢は経営法人の理念・基本方針と全国母子生活支援施設協議会倫理綱領を基軸に、当施設独自の「母親と子ども支援マニュアル」を標準的な実施方法として、入居者にここが安心して過ごせる場所であることを態度と言葉で示しながら臨んでいる。

【支援の質の向上への意欲と取り組み】

・ これまで、当施設の支援事例の調査、それに伴い、入居者にとって必要な社会資源を図式化したエコマップの作成、わかりやすい事業計画説明用の書面作成、子ども向けのふりがなやひらがな表示の「生活のしおり」「理念・基本方針」の作成、同意書等の提示書面に自署枠の追加等々、当施設でできる範囲で改善や工夫に取り組んできている。

【適切なアセスメントにもとづく自立支援計画の策定】

・ 「アセスメント」「自立支援計画」も当施設独自のもので、入居時点での課題・問題点を抽出し、「すぐに対処・対応せねばならない課題」、「長期的に取り組まねばならない課題」、「当施設以外の関係機関等に支援や協力を求めなければならない事

案」、あるいは「当施設としては支援困難な事案」等に振り分け、その整理と共に自立支援計画に対処・対応に必要な課題や目標の設定をしている。また、それに対する支援内容や方法提示及び評価をする仕組みのもと、半年更新を基本としているが、入居者の現状に即し適宜に見直しながら、入居者の生活意欲向上や利益に寄与となるよう取り組んできており、また、一定の成果もあげている。

◇改善を求められる点

【運営の透明性を確保するための情報公開の取り組み】

・運営の透明性の確保や、入居を検討したい本人及び関係者のための情報公開として、富山市ホームページからの経営法人の情報公開だけでなく、経営法人や当施設としてホームページを立ち上げ、理念や姿勢とともに運営上必要な情報を公開する取り組みが望まれる。

【施設運営の向上への取り組み】

・職員の研修計画に、他府県の母子生活支援施設や救護施設をはじめとする関連性がある施設視察、及び義務的研修以外の参加も策定され、当施設に特化した独自のプライバシー保護に配慮したルール作り、実習生・ボランティアの受け入れ体制構築、退所後の入居母子への支援、アセスメントや自立支援計画、支援状況記録のさらなる資質向上に向けて参考とされ、施設運営の向上に役立てられることを期待したい。また、思春期や複数の子どもが来ても入居可能な居室整備、併設福祉事業所（児童養護、特養施設）や地域社会との交流促進、職員に対する人事基準・評価基準の明確化、災害対策強化等についても、将来を鑑みて順次整えて行く継続事業として、次期中・長期計画に反映されることを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

2017年度の第三者評価受診の際の評価・アドバイスを参考に、改善・レベルアップ等に取り組んできましたが、入所者不在、経験者不在の中、思うようなスキルアップができないまま、今回の受審を迎えることになりました。前回の受審での指摘事項も改善されていないような状況でしたが、今回、6月からの入所世帯への支援内容や職員間のチームワークを高評価していただいたことは、今後の励みとなり、これからも期待にそえるよう更に努力していこうと思います。

改善を求められた点については、前回の受審時にも指摘を受けた点でもあり、後回しにすることなく、職員間で十分に話し合い、また、関係機関とも連携を取り、速やかに改善に取り組んでいこうと思います。

今回の評価結果を真摯に受けとめ、入所者の最善の利益のため、職員一同、改善に向けた取り組みを実施していきたいと思っています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 27 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 理念・基本方針は明文化されており、現在、実務職員が 3 名の少人数でもあることから、その理解と共有は充分図られている。理念は社会的養護の基本的な考えに沿った姿勢を示し、基本方針も理念を踏まえ、単年度・中長期計画にも具体的に展開できるものになっている。母子への周知は、現在入居者 1 世帯のみで、母親には「生活のしおり」と「理念・基本方針」の説明書を、子どもにはひらがな表記の書面を準備し、入所時に対面説明し理解を求めている。広報媒体にパンフレットがあるが、ネット上では富山市ホームページから「出資法人等の情報公開」ページを探さなければならず、またその公開内容も、当施設名はなく、当施設の経営法人の定款、役員名簿と数年遡った事業計画、財務諸表等の公開のみで、地域社会や関係機関への周知としては不十分である。今後は新たに法人及び当該施設のホームページを立ち上げるなどして、理念や姿勢とともに運営上必要な情報を公開する取り組みが望まれる。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・ ③
<コメント>		

経営状況については、当施設の経営法人による年度毎の事業計画・財務諸表や毎月の予算執行状況表等での把握にとどまっている。施設経営をとりまく環境については、現在積極的な動きはなく、全国母子生活支援施設協議会等の関係団体主催及び県内で開催される施設運営に関係するテーマのセミナー・研修会等への参加にとどまっている。しかし、施設長は来年度から富山県主催の第4次（令和2～6年度）富山県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会の委員就任が決まっているため、今後は、当該活動の中で県内全体の社会福祉事業及びその中での福祉に対する需要、母子数、母親と子ども像の変化、支援や支援を必要とするニーズ、潜在的母子データ等の現状把握や分析等を通じ、より当施設経営のとりまく環境把握につなげられることを期待したい。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・㊸
＜コメント＞ 経営上の課題として、ホームページの立ち上げ、中・長期計画及び単年度計画策定への職員参画、プライバシー保護に配慮した独自のルール作り、実習生・ボランティアの受け入れ体制構築、思春期や複数の子どもでも入居可能な居室整備、併設福祉事業所（児童養護、特養施設）や地域社会との交流促進、他の母子生活支援施設の視察や義務的研修以外の研修参加等による専門性・実効性の向上、退所母子の現況調査及び退所後の母子への支援体制作り等々があげられるが、当施設及び法人としても当該諸課題への解決や改善に向けて取り組める段階までには至っていない。このような環境下で、職員は当施設としてできうる支援を模索・検討し、可能な範囲で支援に臨み取り組んでいるのが現状である。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・㊸
＜コメント＞ 中・長期計画として、当施設の経営法人が富山市の指定管理者制度導入施設としての指定を受けるにあたり、指定期間（平成28年～令和2年）5年毎の収支計画・施設管理基本方針・職員配置計画等が策定されているが、その内容は経営環境等の把握や分析等を踏まえ、組織として取り組まなければならない経営・運営上の諸課題や問題点、及び当該諸課題への解決や改善に向けた方針記載までには至っていない。		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・㊸
＜コメント＞ 単年度計画は、当該年度における実現可能な具体的な事業・支援等に関わる内容となっている。また収支予算も示されているが、中・長期計画には5年毎の収支計画、施設管理基本方針、職員配置計画等を策定しているのみで、単年度計画と関連付けられる項目・根拠等にはなっていない。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・㉔
<コメント> 中・長期計画は、当施設の経営法人が富山市の指定管理者制度導入施設として指定を受けるために経営法人が策定したもので、その策定工程に施設長及び職員の参画はない。単年度計画は施設長が与えられた職掌の範囲の中で前年度計画及び前年度活動経過を踏まえて策定し、職員にも職員会議を通じてその理解と周知を図っているが、その策定工程に職員参画までには至っていない。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a・㉕・c
<コメント> 現在入居中の母親に対する事業計画の周知と理解については、単年度計画に記載している当施設の運営目的・方針、事業内容等をわかりやすく記載した書面を作成し、説明と共に配布している。子どもについては、説明する特段の機会は設けていないものの、日常生活の中で随時・適宜に当施設の事業内容や方針を伝え、ここが安心して過ごせる場所であることを伝えている。		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・㉕・c
<コメント> 支援の質の向上に向けた取り組みは、毎年自己評価を概ね半期終了後に実施し、3年毎の第三者評価も受審し、かつ、ともに当施設内において恒常的にその結果分析及び分析内容を職員間で検討する仕組みとなっているが、当施設としても経営法人としても組織的に問題や課題解決まで取り組む体制までは構築されていない。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・㉔
<コメント> 前回の第三者評価の受審後新たに、母親向けの事業計画説明書の作成や各同意書に自署枠を追加しているなど、当施設としてできる範囲の中で向上・改善に向けた取り組みがなされているが、それまでに至った検討過程の記録管理はなされておらず、単年度計画に反映させての実施でもなかった。そのため、次期中・長計画策定時には、当施設も参画できる体制を構築され、当施設が抱える諸課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な取り組みを反映させるとともに、当該方針にそった単年度計画を策定され臨まれることを期待したい。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉓・b・c
<コメント> 施設長の役割と責任は運営規定にその職種・職務内容が明記されており、職務分担表には主務担当業務と「主務担当業務者が不在また欠員の場合は副務者が代わって行う」旨が明記されており、施設長不在時の職務権限委任者も含め、職務分掌が明確化されている。施設長は、法人組織の当施設の施設長として与えられた職掌の範囲の中で、職員とともに施設としてできる支援を模索・検討し、可能な範囲で支援に臨み取り組んでいる。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・㉔・c
<コメント> 施設長は、施設長業務の関わりで得る関係機関からの情報や、自身及び職員が参加する全国母子生活支援施設協議会等の関係団体主催のセミナー・研修会等で、母子生活支援施設として遵守しなければならない法令の認識に努め、職員会議等において適宜に法令遵守の確認や省みることを職員に促し、適正な施設運営の監視監督に努めている。今後は、より倫理や法令遵守の徹底のためにも、さらなる専門性・実効性を高める研鑽を積み、施設の課題や問題解決に向けた新规定の整備や体制構築に向け、取り組まれることを期待したい。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉓・b・c
<コメント> 施設長は着任以来、職員とともに当施設としてできる支援を模索・検討し、可能な範囲で支援に臨み取り組んで来ており、これまで、当施設の過去における支援事例調査、それに伴い施設をとりまく社会資源の把握を兼ねた入居者向けのエコマップ原紙の作成、わかりやすい母親向けの事業計画説明書面の作成、及び子ども向けのひらがな表示の「生活のしおり」と「理念・基本方針」の作成、契約時等の各同意書への自署枠の追加等々、指導力を発揮し職員とともに取り組んでいる。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・㉔・c
<コメント> 施設長は、事業経営の基本である業務の効率化の改善という基本的な課題を常に視野に入れ、組織を運営していくことに努めており、安定的かつ良質な福祉サービスの実現を意識しながら日々の業務に臨んでいる。職掌には、人事、労務、財務等の職務権限を有しな		

いが、施設長として与えられた職掌の範囲の中で、入所者発生を機に自らの勤務時間を常勤時間にし、少年指導員を母子支援員に移動すると共に、欠員となった少年指導員を新たに確保するに至っている。引き続き、できる運営改善や業務の実効性を高める取り組みを追及され、実行されていくことを期待したい。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・㉔
<コメント> 採用や人事管理については経営法人の所管となっており、基幹職員として施設長、母子支援員、少年指導員、業務員、嘱託医が位置づけられ、指定基準としての体制は整っている。しかし、少年指導員については若い人材の補充、また、心理療法担当職員については併設の児童養護施設に臨床心理士職員がいるものの、当施設の利用者との相談はできない環境となっており、充足すべき課題となっている。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・㉔
<コメント> 経営法人の「期待する職員像等」は明確化とまでは言えないが、当施設独自の「服務規程」や「支援の心得」には表記されており、当施設職員としてのあるべき姿勢等が示されている。しかし、その立場は全員正規雇用職員ではなく、嘱託または非常勤臨時職員のため、採用・配置・異動・昇進・昇格等の当施設職員に該当する人事基準、及びその評価基準は明確化されていない。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㉕・c
<コメント> 現在、実務職員が3名の少人数であってもチームワークを大事に毎日のミーティングや毎月の職員会議を確実に実施し、職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるよう互いに努めている。時間外労働は毎月労働データ管理表にて、有給休暇取得状況は3ヶ月毎に経営法人に提出し適正管理が図られていると共に、勤務シフトも柔軟に対応しワーク・ライフ・バランスへの配慮もなされている。ほか健康診断の実施や予防接種補助の仕組みも整えられているが、相談については施設内に窓口はなく、少数職員内での消化の域にとどまっているため、今後は、法人本部での相談受付や第三者によるカウンセリング、専門職による外部窓口設置など、心理面をケアする仕組みも整えられることが望まれる。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・㉔

<コメント> 現在、当該事項についての取り組みはない。理念・基本方針の具現化に向け、職員が持つ技量等を評価・分析すると共にこれまでの経歴や自身の今後の展望も踏まえた上で、一人ひとりが必要な技術・知識・資格取得等を考慮し、その分析や検討結果を踏まえて個別目標を設定する体制を構築されることも望まれる		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・㉔
<コメント> 現在、指定基準に準じた必要最小限の資格保有者を満たしており、職員の教育・研修計画は母子生活支援施設として義務的な関係諸団体主催等のセミナー・研修会参加にとどまっており、形骸的に恒常化している側面も見受けられる。少数体制であるからこそ、より資質向上を目指す取り組みが求められるため、今後は、他府県の母子生活支援施設や救護施設をはじめとする関連性があり参考となる施設への視察、及び義務的研修以外の研修参加等も計画化させ、より専門性や実効性を高められることを期待したい。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・㉔
<コメント> 中・長期及び単年度計画に記載された職場研修や外部研修参加は着実に実行されているが、その内容は毎年同じような内容であり、研修成果の評価・分析の上、次の研修計画に反映させているといった形跡がなく、形骸的に恒常化している側面が見受けられる。今後は、改めて階層別・職務別・テーマ別など必要な研修を見直し、計画化し、実行されることが望まれる。また少人数構成のため、緊密なコミュニケーションにより互いに助け合う関係性がとれているが、その反面、何かあれば職員一人が孤立化し、問題を抱え込んでしまう可能性もあるため、組織としてスーパービジョンを行う体制作りも求められる。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・㉔
<コメント> 実習生の受け入れは理念・基本方針でもあることから、現在改めて受け入れ体制の見直しに着手しており、当施設に応じた申込書や説明書の作成、受け入れ連絡窓口、個人情報保護への対応、母子への配慮を伴う事前説明、施設職員及び併設事業所への事前説明、実習プログラム等の構築に向け取り組んでいるが、これまで受け入れ実績がないため、現実かつ具体的なサンプルがなく苦慮しているのが現状である。当該課題の解決のためにも、他府県の母子生活支援施設や救護施設をはじめとする関連性があり参考となる施設への視察や義務的研修以外の研修参加等を計画化し参考とされることを期待したい。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
--	---------

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・㉔
<コメント> 支援を必要とする母親と子どもに、当施設を知ってもらうための情報公開の取り組みとして、施設紹介パンフレットを備えているが、その活用は入居利用者に関わる限定された地域の自治会役員、民生委員、小学校長、駐在所員等の方々や、関連機関から問い合わせがあった際の活用のみで、情報公開のための活用とまでには至っていない。施設見学会も、民生委員会等の関係機関による併設養護施設と合同開催しているものへの参加のみで、積極的な取り組みには至っていない。またネット上においても富山市ホームページから「当施設名」ではなく、「まちづくり・市政」→「出資法人等の情報公開」→「当該経営法人名」の検索工程を要し、その公開内容も、当施設名をもちいた単独情報は一切なく、経営法人としての定款・役員名簿、数年遡った事業計画・財務諸表等の公開のみで、地域社会や関係機関への周知としては不十分である。公費で支援を実施する社会福祉事業者として、適切かつ円滑に福祉サービスを利用することができるよう、法令遵守の観点からもさらに前向きな取り組みが求められる。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㉕・c
<コメント> 当施設の運営は、設置主体の富山市から指定管理者として委託を受け経営主体となっている経営法人の所管となっており、チェック体制や監査体制については委託契約に準じて遂行され、内部監査も年1回11月に実施されているが、行政自身による監査の域にとどまっている。また経営法人の監事は元富山市職員と現富山市会計管理者の構成で、外部の専門家による監査までには至っていない。より公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のためにも、今後は、定期的もしくは必要に応じて外部の専門家に相談や助言を得ることも計画化し実行されることを期待したい。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㉖・c
<コメント> 地域との交流を広げることは理念・基本方針であり、具体的に広げる段階までには至っていないが、これまで地域の保育所の入所式に招待されたり、併設養護施設が開催する地域の方々を招く行事に参加させて頂く場において、地域の自治会役員、民生委員、小学校長、駐在所員等の方々に当施設についてお伝えした事例はある。現在は、入居中の母子への個別支援として、職員が子どもの通学見送りのバス停で一緒に待つ父兄と学校行事や世間話をしたり、一緒に学校から帰って来た友達との遊び場に、経営法人が所有するグラン		

トを野球遊びに提供しているなど、母子の日常生活の中でできる適切な支援や地域との交流に努めている。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・㉔
<コメント> ボランティアの受け入れについては、現在、入居中の子どもの算数の学力向上を目的に、教育ボランティアの支援を受けており、顕著な成果をあげて頂いているが、組織としての受け入れ体制は実習生の受け入れ同様に未整備状態にある。今後の体制作りとして、利用者への配慮を鑑みた登録、申し込み手続き、配置、個人情報保護への対応、母子への配慮をとまなう事前説明、実習プログラム等の整備を組織として構築するため、他府県の母子生活支援施設や救護施設をはじめとする関連性があり参考となる施設視察する機会を得られることが求められる。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・㉔
<コメント> 施設として必要な社会資源は、現在入居中の母子支援に関わる関係機関及び過去の支援事例で関わりのあった関係機関を含め、今後必要と想定される行政・司法・福祉・医療・教育等の各関係機関を洗い出し、様々な利用者の個別事情に対応できるよう図式化したエコマップを作成し、当施設として必要な社会資源を明確化させているが、退所後の入居母子への支援の取り組みについてはその実績はない。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉕・c
<コメント> 当施設の経営法人は、当施設以外にも定款記載（第1種社会福祉事業：母子生活支援施設、児童養護施設、養護老人ホームの各運営、第2種社会福祉事業：障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンターの各運営、障害者通所作業センター、生活介護事業所の各管理、児童館、老人福祉センターの各運営、及びその他の事業として、社会福祉の増進に寄与するため法人が行うこととした事業）の各事業を、富山市と一体となって運営・管理に寄与することを目的として経営がなされており、その活動の中で、地域（富山市内）の福祉ニーズ等を把握するための取り組みがなされている。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉕・c
<コメント> 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動についても、積極的な活動とまでは至っていないが、経営法人の資産等の活用の一環として、経営法人が所有する隣接養護施設の体育館やグラウンドを子どもの遊び場や地域行事、災害時の避難場所として提供している。		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉖・b・c
＜コメント＞ 母親と子どもを尊重する基本姿勢は理念・基本方針に明示されていると共に、全国母子生活支援施設協議会倫理綱領を基軸に、当施設独自の「母親と子ども支援マニュアル（母子生活支援施設における支援、支援者の心得、お母さんが受けることができる支援、お子さんが受けることができる支援等）」を標準的な実施方法として位置づけ、支援に臨む職員が共通の倫理観のもと、入居者の人権尊重が行動基準となるよう取り組んでいる。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・b・㉗
＜コメント＞ 経営法人としての個人情報保護規程等は整備されているが、当施設に特化した母親と子どものプライバシー保護への配慮に関しては、関係書面等に注意を促す文面は見受けられるものの、規程・マニュアルの整備までには至っていない。今後は居室への立ち入りをはじめ、母親と子どもや支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等も加味しながら、事前説明や本人同意手順も含め、窮屈にはならない柔軟性も持った独自のルールや規程等の整備作りにも期待したい。		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・㉘・c
＜コメント＞ 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報提供として、入居予定や視察及び入居時においてお渡しする「パンフレット」や「生活のしおり」がある。また、「理念・基本方針」については、大人用と、子ども用として、子どもの視点に立った言葉遣いや写真・図・絵を織り交ぜて、ふりがなやひらがな表記でわかりやすくアレンジした内容のものを準備しているが、今後は、小学生の低・高学年、中学生、高校生等子どもの年齢に応じた準備も求められ、また、ホームページの立ち上げについても、必然の課題として取り組まれることを期待したい。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・b・㉙
＜コメント＞ 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明する手順については、プラ		

イバシー保護への配慮と同様、規程・マニュアルの整備までには至っていない。当施設に特化した規程・マニュアルを整備し、その様式に基づいて同じ手順・内容で行いつつ、可能な限り入居者の主体的な選択で合意を得る努力と、かつ、その過程も記録保存されることが求められる。また、「生活のしおり」には新しく自署欄を設けているが、日付記入欄を設けられることも求められる。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・㉔
<コメント> 支援の内容や措置変更、地域・過程への移行等にあたっての支援継続性への配慮についても、これまで取り組みはなされておらず、新しく整備されることが求められる。当施設を退去された後も母親と子どもが相談をできるよう担当部署や窓口を設置し、母親と子どもに伝えておくことも必要であり、また措置変更により他施設に移行した場合においても、それまでの記録や支援計画を基に必要な情報提供と適正な引き継ぎが求められる。当施設独自で作成されたエコマップも、現在の入居母子・今後入居される母子を想定した関係機関のリストアップのみならず、退去されることを想定したエコマップも作成されることを期待したい。		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉕・c
<コメント> 母親と子どもの満足の向上を目的とする取り組みは、物理的な施設環境としては併設養護施設の一部となっているため、積極的な取り組みを実施することは期待できない状況である。しかし、現在入居中の母子に対しては、親子として、母として、子どもとして、それぞれ望むことを日常生活の中で聴き取り把握し、母親には診療支援を、子どもには学校の宿題対策や友達との遊び支援など、当施設としてできる支援を模索・検討し、できる範囲で支援に臨み取り組んでいる。		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉕・c
<コメント> 苦情解決の仕組みとして、経営法人の評議員で構成する「第三者委員」が設置されており、また法人の「苦情解決処理要綱」のもと、静養室には子ども向けの「要望受付箱」を常置し、その投書物も職員以外の者が閲覧する旨を伝えてあるが、実際に活用された事例はない。今後は、当該事項においても当施設に特化した規程・マニュアルを整備され、苦情を申し出しやすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決に向けての経過や結果の記録、申し出た方への経過と結果説明、及び申し出た母親や子どもに不利にならないよう配慮した公開手順等々の体制整備が望まれる。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	㉖・b・c
<コメント>		

母子あるいは母親と子どもが別々に個別の相談をする場として静養室と面談室があるが、実務職員３名の小人数体制で、かつ現在入居者も母子一世帯であるため、普段の会話の中で、愚痴や苦情をはじめ意見や要望はいつでも聴ける環境となっており、またそうできるよう努めている。話し相手も施設長、母子支援員、少年指導員の中で、それぞれ話したい職員や話したい話題に応じて本人の自由選択となっており、その内容も職員間での共有がなされている。体制として、生活ルール記載の「生活のしおり」で相談・面談の対応姿勢と受け付けの仕組みを示し、「第三者委員」を掲示し、「要望受付箱」も常置しているが、なにより、日常生活や支援の場において、ここが安心して過ごせる場所であることを職員はその態度と言葉で伝えている。		
36	Ⅲ-１-(４)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉓・c
＜コメント＞ 現在、実務職員３名の小人数体制で入居者も母子一世帯であるため、普段の会話の中で愚痴や苦情をはじめ意見や要望はいつでも聴ける環境である。また、受けた相談や意見に対しても、これまで当施設としてできる対応を模索・検討しながら、案件・事情によっては迅速に、内容によってはゆっくり時間をかけ、関係機関にも支援・協力を頂きながら対応してきているが、体制として、相談や意見を受けた際の記録方法や報告の手順、対応策の検討等について定めるマニュアルや書類等の整備も求められる。		
Ⅲ-１-(５) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-１-(５)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・㉔
＜コメント＞ 安心・安全な支援の実施を目的とする体制は当施設単独としてではなく、併設養護施設と共有で、緊急時発生フローチャートや事故発生対策マニュアル、不審者侵入対応マニュアル、熊出没時対応マニュアルが配備されているものの、ヒヤリハットや事故報告等の事例の収集、リスクマネジメントに関する委員会の設置、職員に対しての安全確保・事故防止に関する研修会等の開催はなく、現実的かつ定期的に具体的な対処・対応が求められる。特に、母親と子どもに対する強引な引き取りに備えた取り組みや対応については、今後の入居者を想定する上でも、児童相談所との連携を含め、予めの体制作りが望まれる。		
38	Ⅲ-１-(５)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉓・c
＜コメント＞ 感染症予防や発生時における安全確保の体制は、毎年の単年度計画に日頃の衛生管理への対処と意識を記載し啓発していると共に、インフルエンザやノロウィルス等の対策として除菌剤や消毒用品の配備、嘔吐処理の手順等を示した感染症対応マニュアルを整備し、発生時の対処策として隔離部屋の対策も講じている。また、毎年冬季が近づくとつれ、改めて当該時節の社会情勢や感染状況を鑑みた安全確保に関する勉強会を開催し、適切な対処・対策を検討する機会を設けている。		
39	Ⅲ-１-(５)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㉓・c

＜コメント＞

災害時における安全確保の体制について、単年度計画に毎月の避難消火災害訓練、年2回の自衛消防訓練、防災設備の定期点検及び保守管理の実施を上げている。また、毎月、入居者も加わる出火場所や時間帯を変えた当施設単独の訓練を実施し、年2回併設福祉施設が主催する消防署立ち会いの合同訓練にも参加し、初期消火・通報・退避等一連の避難行動を確認しているが、当地で想定される地震・豪雨・大雪・台風等の環境に即した現実的かつ具体的な災害別対応マニュアルの策定、児童相談所等の関係機関を含めたライフラインリストの整備、消費期限管理も含めた適切・適量の備蓄品管理や防災品の配備場所も含めた整備までは至っていない。今後は、将来を鑑みて、順次整えて行く事業継続計画を策定されると共に、着実に実行されて行くことを期待したい。

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 提供する支援については、当施設独自の文書化された「母親と子ども支援マニュアル（母子生活支援施設における支援、支援者の心得、お母さんが受けることができる支援、お子さんが受けることができる支援等）」を標準的な実施方法として位置づけ、実務職員3名体制にて、共通理解とともに実施に向け取り組まれている。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・㉒
＜コメント＞ 今ある標準的な実施方法について見直しをする仕組みは確立していないが、支援方法については、当該入居者の特性や事情及び入居中の変化に伴い、その都度、適宜に、当施設としてできる支援を模索・検討し、できる範囲の支援に真摯に臨み取り組んでいる。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 現在の実務職員3名体制でのアセスメントは、入居時に当施設独自の「入居時アセスメント指標」を用いて母子それぞれにアンケートを取り、その時点での課題・問題点を抽出している。計画策定責任者の施設長が母親を、母子支援員が子どもを担当し、すぐに対処・対応せねばならない課題、長期的に取り組まねばならない課題、当施設以外の関係機関等に支援・協力を求めなければならない事案、あるいは当施設としては支援困難な事案等に振り分け、当施設としてできる支援を模索・検討し、できる範囲で自立支援計画の策定につなげている。		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・㉔・c
<コメント> 自立支援計画の見直しは基本半年毎の実施を目安にしているが、現在の入居中の母親は医療診療をともなう特殊事情があり、診療結果如何によって、ほぼ毎月見直しを実施した期間もある。母親には医療機関をはじめとする関係機関の見解、子どもには通学教育機関からの見解も踏まえ、当該時期の課題・目標、それに対する支援内容・方法及び評価をする構成で、その都度、現状に即した目標に見直し、具体的な支援や解決方法を模索・検討した形跡が見受けられる。今後は、今ある課題や問題解決のみを目標とする計画ではなく、本人の強みや長所を伸ばし、将来に向けた希望や要望も反映させられる項目も加えられたり、他府県の母子生活支援施設や救護施設をはじめとする関連性があり参考となる施設視察や義務的研修以外の研修参加も実行され、より専門性や実効性を高められることを期待したい。		
Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・㉔・c
<コメント> 現在入居中の母子への支援状況は支援記録によって、母親は医療診療の経過にともない徐々に現在の生活を容認し、前向きに生活意欲を取り戻す経緯が読み取れ、子どもも算数が苦手な状況を教育ボランティアによって克服したり、学校の宿題対応に職員と水族館に出かけたり、ハロウィンで同級生宅に親子で出向く支援をしたことなど、これまでの経過を十分に把握できる内容となっているが、実務職員3名体制の今現在は、情報共有の作業も日常業務の一環として確実にすることができているが、より効率的な計画の評価・見直し、あるいは将来引き継ぎのためにも、記録する職員で記録内容や書き方に差異がないように記録の仕方に工夫を講じたり、自立支援計画の項目別に記入欄を設けるなどの改善等が求められる。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉔・b・c
<コメント> 入居者の記録の管理については、経営法人による個人情報保護と情報開示の観点を踏まえ管理者責任・利用目的・提供・開示等の個人情報保護規程があり、当該規程に基づき、各書類の保存と廃棄、情報内容によっての一部開示と数量開示、管理場所は施設事務所内の施設長管理の鍵付き戸棚、閲覧の際は施設長許可及び持ち出し不可等々、当施設として適正管理がなされている。		

内容評価基準（27 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・㉔
<コメント> 母親と子どもの状況に応じて、個性を受容し権利を尊重する支援について、職員に理解はされており、実践も進みつつある。		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a・㉔
<コメント> 職員の「就業規則」の規定の中に、不適切なかかわりがあった際の処分の仕組みが明記されており、職員間で内容についての共通認識も持っている。しかし、研修等、権利侵害をしない援助技術の習得に向けた取り組みについては不十分である。		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・㉕・c
<コメント> 職員研修で理解されており、不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝えている。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉕・c
<コメント> 不適切なかかわりに迅速に対応できるよう、具体的な体制を整え、研修にも取り入れている。		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a・㉕・c
<コメント> 書面に思想や信教に最大限配慮する内容が記載されており、入所者の信教の自由を尊重し運営している。		

A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<コメント> 施設内に母子自治会活動である「若草会」があり、様々な行事が職員主導で行われている。		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a・b・c
<コメント> 標準的な支援の中に、主体的に生活する能力を引き出すことについて掲げているが、母子が抱える現状から見て、支援を十分に行える環境には至っていない。		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・b・c
<コメント> 行事プログラムは母親や子どもの思いを確認しながら毎年立案されているが、母親の健康上の問題もあり、母親や子どもの意向等が十分に尊重されているとは言い難い。		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・b・c
<コメント> ここ5年程は入所者がおらず、退所後の支援は行っていない。現在入所中の子どもは低学年であり、母親も健康上の問題があるので、退所後の支援については今後の課題となっている。		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・b・c
<コメント> 専門的支援については、必要な資格や経験等を考慮した職員の配置はないが、専門機関等と連絡を取り合いながら支援を行っている。また、過去の事例を参考に、母親と子どものニーズに応じた支援となるよう、職員間で話し合いが行われている。		
A-2-(2) 入所初期の支援		

A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・b・㉔
<コメント> エコマップに生活課題やニーズを落とし込むことができるよう、様式を作成している。居室は生活用品や家財道具等が貸し出しできるよう整っているが、居室の広さが十分でなく、入所した子どもの年齢が増える事を想定した場合、プライバシーに配慮した広さとは言い難い状況である。		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・㉕・c
<コメント> 職員間で養育や家事への支援についての話し合いや実践は行われているが、安定した生活には、母親の健康面の不安等、様々な課題が見受けられる。		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a・㉕・c
<コメント> 養育に適切な環境作りとして、必要に応じて学校行事への職員参加や教諭との連絡等が行われている。また、母親の子育てニーズにも可能な限り対応しようと努めている。		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・b・㉔
<コメント> 母親の健康上の事由で対人関係の構築には至っていない。		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・㉕・c
<コメント> 子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援の一環として、子どもの学習指導ボランティアを受け入れており、日曜日毎に支援がされている。		
A⑯	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・b・㉔
<コメント> 学習支援は行われているが、子どもが低学年であるため、悩み等への相談支援までには至っていない。		
A⑰	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・㉕・c
<コメント> ボランティアの受け入れ等、子どもが外部の人と交流できる機会を設けている。また、子どもが低学年であるが、併設養護施設の児童との交流があり、母親も同行することがある。		

A⑱	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・b・㉔
<コメント> 子どもが低学年であるため、性についての支援は今後の課題としている。		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑲	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・b・㉔
<コメント> 緊急時対応マニュアルが策定され、役割分担や責任の所在が明確化され、連絡調整の体制が整っているが、職員数が少なく夜間や休日の受け入れ体制はないため、課題としている。		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・㉕・c
<コメント> 富山市子ども育成健康課・富山県女性相談センターと連携し、母親と子どもが安全に生活が送れるよう支援している。		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・b・㉔
<コメント> 併設の児童養護施設に臨床心理職員が配置されているが、直接的な支援はできない状況となっている。		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・b・㉔
<コメント> 心理療法担当職員の配置がないため、今後の課題として、心理療法等の専門性を高める仕組み作りに期待したい。		
A㉓	A-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a・㉕・c
<コメント> 子どもの最善の利益供与は、施設の運営理念・基本方針であるため、関係機関との関係をより強化し、実践されることに期待する。		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉔	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・b・㉔
<コメント> 母親の家族関係者のマップは作成されているが、相談や支援までには至っていない。		
A-2-(8) 特別な配慮の必要な母親、母親と子どもへの支援		

A ㉔	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・㉔・c
<コメント> 状況や必要に応じて支援ができるよう、子ども育成健康課等の関係機関と連携を図りながら支援を行っている。		
A-2-(9) 就労支援		
A ㉕	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・b・㉕
<コメント> 母親の就労支援については、母親の健康上の理由で相当な時間と労力が必要と想定される。		
A ㉖	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・b・㉖
<コメント> 母親が未就労者であるため、現在は支援されていない。		